

奈良県税条例施行規則及び奈良県墓地等の経営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第一号

奈良県税条例施行規則及び奈良県墓地等の経営に関する規則の一部を改正する規則

(奈良県税条例施行規則の一部改正)

**第一条** 奈良県税条例施行規則(昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十九号様式(表)中「~~表~~」を「~~表~~」に改める。

第八十八号様式(裏)中「~~表~~」を「~~表~~」に改める。

(奈良県墓地等の経営に関する規則の一部改正)

**第二条** 奈良県墓地等の経営に関する規則(平成十一年三月奈良県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「~~表~~」を「~~表~~」に改める。

## 附則

この規則は、令和元年五月一日から施行する。